

鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱

(目的)

第1条 この取扱は、給水装置・排水設備工事（以下「給排水設備工事」という。）に関連する申請等を、鹿児島市水道局給排水設備工事申請システムを利用して行うために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この取扱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定工事業者等 鹿児島市給水条例（昭和43年条例第43号）第6条で定める指定給水装置工事事業者および鹿児島市下水道条例（昭和42年条例第122号）第7条で定める指定排水設備工事事業者その他別途給排水設備課長が定める者をいう。

(2) システム 鹿児島市水道局給排水設備工事申請システムをいう。

(システムの利用者登録)

第3条 指定工事業者等は、次の各号に定める規約等に同意した上であらかじめ利用者登録を行わなければならない。

(1) 鹿児島市水道局給排水設備工事申請システム利用に関する取扱取扱（当取扱）

(2) 鹿児島市k i n t o n e利用規約

(3) 鹿児島市k i n t o n e個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

2 利用者登録を行う際は、以下の書類等を用意すること。ただし、給排水設備課長が別途定める者についてはこの限りではない。

(1) 登録するメールアドレス

(2) 指定証の写し（撮影・スキャンしたPDFデータまたは画像データ）

(3) 指定工事業者等情報

3 登録するメールアドレスは、指定工事業者等1者につき1つとし、他の指定工事業者等が登録しているメールアドレスを利用した重複登録は不可とする。ただし、給排水設備課長が別途定める条件を満たす者については、この限りではない。

4 指定工事業者等は、利用者登録処理が完了した翌日の0時からシステムの利用ができるものとする。

(システムの利用)

第4条 システムのうち、指定工事業者等が利用できるものは給排水設備課長が別途定める。

2 システムはメンテナンス時間を除き原則24時間365日受付を行うが、水道局による事務処理は、原則として水道局の開庁時間内とする。

3 指定工事業者等によるシステムを利用して行う各種申請については、鹿児島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年条例第125号。以下「オンライン化条例」という。）第3条第2項に基づき、オンライン化条例第2条第1号で

定義する条例等で定める書面により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を準用し、各種事前協議については、当該事前協議について定める要綱・基準に基づき、当該事前協議について定める要綱・基準に定める書面により行われたものとみなして、当該事前協議に関する要綱・基準等の規定を準用する。

- 4 指定工事業者等は、システムを利用して各種申請を行う際、記載されている内容を十分に確認すること。
- 5 提出する添付書類は1ファイルにつき10メガバイトを上限とし、入力フォームで指定されたファイル形式とする。
- 6 給排水設備工事申請において、委任状（鹿児島市給水条例施行規程（昭和53年水道局規程第14号）に定める様式第1号の4および鹿児島市下水道条例施行規程（昭和52年水道局規程第11号）に定める様式第1号の3）を提出する際は、工事申請者が記名押印または署名した用紙を電子化したファイルを提出すること。
- 7 指定工事業者等は、システムを利用して定期的に申請の事務処理進捗状況等を確認し、状況に応じた対応を速やかに行うこと。
- 8 申請内容に不備がある場合などの補正指示は原則としてシステムを利用して行う。
（その他）

第5条 システムに関するその他必要な事項は給排水設備課長が別途定める。

- 2 システムを利用する指定工事業者等が、システムの運営に大きく損害を与える若しくは与えるおそれがあると判断した場合、給排水設備課長は状況に応じて当該指定工事業者等のシステムの利用停止、登録の抹消その他必要な措置を行うことができる。

付 則（令和8年3月31日 制定）

この取扱は、令和8年4月1日から施行する。